

平成29年4月25日開催

新庄市農業委員会第35回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成29年4月）議事録

1. 開催日時 平成29年4月25日（火）10時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（21名）

1番 星川 豊	2番 高橋 眞
3番 高橋 和彦	4番 樋口 彦弥
5番 高橋 敏行	6番 海藤 芳正
7番 伊藤 忠男	8番 今田 則雄
9番 畠腹 銀蔵	10番 佐藤 義一
11番 小嶋 忠昭	12番 柏倉 嘉門
13番 佐藤 喜代志	14番 浅沼 玲子
15番 井上 茂雄	16番 吉野 昭男
17番 星川 勇吉	18番 清水 哲夫
19番 笹 行也	20番 三原 常男
21番 齋藤 謙二	

4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第 156号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 157号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 158号 農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 5 | 議案第 159号 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第 6 | 議案第 160号 農用地利用集積計画について |
| 日程第 7 | 報告第 82号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 8 | 報告第 83号 地目変更登記に係る法務局からの照会について |
| 日程第 9 | 報告第 84号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について |

6. 出席した事務局職員

局 長	三浦 重実	総務主査	鏡 彰広
主 事	三宅 大輔		

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成29年度新庄市農業委員会第35回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は21名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、ありません。従いまして、在任する選挙による委員の出席数が過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第35回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に10番の佐藤義一委員と12番の柏倉嘉門委員のご両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と三宅大輔君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第156号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。ここで9番の畠腹銀蔵委員と、16番の吉野昭男委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により退席いたします。暫時休憩をとります。

〈畠腹銀蔵委員、吉野昭男委員退席〉

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第156号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区1番までの26件につきまして、議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。まずは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○5番

議案第156号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番、19日に調査いたしました。この案件は農地法施行以前の契約でありまして、このたび新しい農地法の下で契約されました。それで、契約満期になりましたら、必ず返すという約束の下で契約しております。また、単価については高いのですが、お互いに同意の下で契約でありますので、よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○5番

新庄地区2番について報告します。これも19日調査いたしました。双方合意の下で契

約でありますので、よろしくお願いいたします。なお、農地法第18条第6項も併せてよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区3番について、△△さんは同一世帯の親子関係の贈与で問題ありませんでした。18日に調査しました。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区4番について、△△さんがこの農地の隣に借りており、今回この農地も加えたものですので、問題ありませんのでよろしくお願いいたします。調査月日は4月18日です。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の5番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区5番について、この農地は以前△△さんと△△さんが売買した時に、両サイドに変な形の残地というのですか、それが残りました。今回、双方合意での贈与でありますので、問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。18日調査しました。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の6番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区6番について、18日調査しました。この農地は△△さんと△△さんが無届で△△さんが借りていたものを、今回新規の賃借権設定をしたもので、問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の7番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区7番について、18日調査しました。この農地は△△さんと△△さんが、双方

単価的にも合意して賃借権の設定をしたもので、問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の8番について調査報告をお願いします。

○5番

新庄地区8番について、4月19日調査いたしました。この農地は△△さんのおじさんにあたる人が昨年まで耕作していて、△△さんのお母さんから頼まれて耕作してきたということです。昨年の秋頃から△△さんとそのおじさんが、この農地に関して考え方の違いで揉め事がありました。そういう状況の中で、地区の人で田んぼを借りる人がいなかった訳であります。それで今回、今年4月に入ってから、△△さんが畑を貸してくれという事で、△△さんに言ったところ、△△さんが田んぼも作ってくれないかと、この契約になりました。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の9番について調査報告をお願いします。

○5番

新庄地区9番について、19日調査いたしました。この畑を△△さんが貸して下さいと言ったそうです。それで単価がありませんけども、去年まで骨を折って管理をしてもらっているの、田んぼを借りてもらっただけでもありがたいということで、単価はありません。以上です。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の10番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区10番について、19日調査をいたしました。事由は詳細のとおり、問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区11番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区11番について、18日調査しました。△△さんがちょっと体調不良のために△△さんと契約を結んだもので、△△さんが耕作するという事で問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区に入ります。稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○6番

稲舟地区1番につきまして、4月18日に双方に確認調査いたしました。△△さんの農地を△△さんが耕作するということで新規の賃借権設定をするもので、問題ないですので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区2番について、4月18日に調査いたしました。△△さんと△△さんはこの他に、農用地利用集積計画の案件でもありますけど、これは白地の所でありますので、3条申請したわけでございますので、なんら問題ございませんのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の3番について調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区3番につきまして、4月19日調査いたしました。△△さんと△△さんもこの他にも貸し借りがあるわけでございますけれども、白地の所でございますので、今回は3条申請したわけでございます。なんら問題ありませんので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の4番について調査報告をお願いします。

○6番

稲舟地区4番につきまして、4月19日に調査いたしました。△△さんと△△さんの贈与の案件でございますけど、昭和31年に△△さんの父△△さんと、△△さんの祖父であります△△さんの間で売買が成立していまして、登記を今まで変えていなかったということで、今回の贈与の案件になりました。そして、契約書がありますのでなんら問題ありませんので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の5番について調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区5番につきまして、4月19日調査いたしました。この△△さんと、△△さんは親子関係で、息子さんが新規就農するにあたっての使用貸借権の設定でありますので、なんら問題ありませんので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区に入ります。萩野地区野の1番について調査報告をお願いします。

○21番

萩野地区1番について、4月19日に調査確認しました。△△さんは、△△さんに、この隣の田んぼを貸していまして、そこにちょっと余っている田があるという事で、この人に借りて欲しいという事で、賃借権の新規設定で、双方合意での賃借料であり、問題ないと判断しましたのでよろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区2番につきまして、4月20日に調査確認しました。問題ありませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の3番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区3番について、4月20日に調査確認したところ、問題ありませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の4番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区4番につきまして、20日に調査確認したところ、なんら問題ありませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の5番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区5番につきまして、20日に調査確認したところ、同一世帯でなんら問題ありませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、萩野地区の6番について調査報告をお願ひします。

○4番

萩野地区6番につきまして、20日に調査確認したところ、なんら問題ありませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、萩野地区の7番について調査報告をお願ひします。

○4番

萩野地区7番につきまして、20日に調査確認したところ、別世帯ではありますが親子間の貸し借りで、なんら問題ありませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、萩野地区の8番について調査報告をお願ひします。

○15番

萩野地区8番につきまして、20日に調査いたしました。親子であり、同一世帯ですので、問題ありませんのでよろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、萩野地区の9番について調査報告をお願ひします。

○11番

萩野地区9番につきまして、20日に調査確認したところ、問題ありませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、八向地区に入ります。八向地区の1番について調査報告をお願ひします。

○7番

八向地区1番に関しまして、4月20日調査いたしました。お互い合意の単価でありま

して、なんら問題ないと判断しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。これより直ちに質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第156号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第156号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

ここで退席委員の入場を認めますので、暫時休憩いたします。

<「畠腹銀増委員・吉野昭男委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開いたします。次に、日程第3、議案157号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第157号農地法第5条の規定による許可申請について、萩野地区1件ございます。議案書に基づき、ご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦勞様でした。ただいまのご提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○9番

議案第157号農地法第5条の規定による許可申請について、砂利採集のための申請で

ございまして、4月20日に双方に聞き取り調査を行いました結果、問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第157号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第157号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第158号農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第158号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区1番から萩野地区1番まで2件ございます。議案書に基づき、ご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、2件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について、調査報告をお願いします。

○20番

議案第158号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区1番について、20日調査いたしました。双方に電話連絡をし確認を取り、事務局のご説明のとおり問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区に入ります。萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区1番について、20日に調査確認したところ、問題ありませんでしたのでよろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第158号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第158号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第159号農地法第18条第6項の規定による許可申請についてを上程いたします。ここで21番の齋藤謙二委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により退席いたします。暫時休憩。

〈「齋藤謙二委員退席」〉

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第159号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から萩野地区2番までの5件につきまして、議案書に基づきご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、5件について、審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。まず、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○5番

議案第159号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番について、4月19日に調査いたしました。農地法第3条関連でも説明したとおりでありますので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○5番

新庄地区2番につきまして、4月19日調査しました。農地法第3条関連であり、間違いないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区に入ります。稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番について、19日双方に電話して調査しました。この土地は次の人が決まっているようなので、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区に入ります。萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区1番につきまして、20日に調査いたしました。この農地は一部道路用地になりますので、お互いの合意解約で問題ありませんので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区2番について、19日に調査確認したところ、両者合意の上での解約で、問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第159号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第159号農地法第18条第6項の規定による通知については原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めますので、暫時休憩いたします。

〈「齋藤謙二委員」着席〉

○議長

休憩を解いて再開いたします。次に、日程第6、議案第160号農用地利用集積計画についてを上程いたしますが、ここで、関係委員がございます。9番の畠腹銀蔵委員、16番の吉野昭男委員、21番の齋藤謙二委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により退席を求めます。暫時休憩。

〈「畠腹銀蔵委員、吉野昭男委員、齋藤謙二」退席〉

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第160号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区4番まで、48件ございます。議案書に基づき朗読し、ご提案申しあげます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、48件につきましてご提案申しあげます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権の設定45件、所有権移転3件について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第160号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第160号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めますので、暫時休憩いたします。

〈「畠腹銀蔵委員、吉野昭男委員、齋藤謙二委員」着席〉

○議長

休憩を解いて再開いたします。これより報告案件に入ります。日程第7、報告第82号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第82号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区1番までの7件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上7件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第82号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第82号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第83号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第83号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1番から萩野地区1番までの2件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上2件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第83号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第83号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第9、報告第84号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第84号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、萩野地区2件ございます。議案書に基づきまして、ご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上2件につきましてご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第84号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第84号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第35回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成29年4月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員

議事録署名委員